

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

28期

法律家像を育ててくれた2年間



会員 鈴木 利廣 (28期)

私の修習時代は1974～76年、時代は司法とさえ
ば4大公害訴訟判決が話題となっていた。私も時代の
公害弁護士にあこがれを抱きつつ、研修所の門をくぐ
った。また私より早く合格した大学の先輩たちが修習
時代に熱く語っていた青年法律家協会（青法協）にも
関心をもって入所した。

前期

前期では初めて聞く検察官という仕事に新鮮さを感じつつ、2年半の法律事務所職員時代の経験もあって民事弁護がより身近に感じられもした。何よりびっくりしたのは教官が初対面の修習生の名前と経歴を記憶して対応していることだった。同期の青法協会員が企画した公害研究会に顔を出し、前期修習最終日に青法協に入会した。

実務

実務修習地は生まれ育った東京。東京修習は4つの班に分かれ、私は検察、刑裁、弁護、民裁の順で修習した。

検察では取調修習を見学方式に限定して頂き、修習担当の総務部長を困らせたが、修習記録には記憶のない事件の取調修習を行った旨の記載になっていることを後に知って驚いた。

刑裁では当時学生運動事件の被告人の審理をめぐる裁判所と弁護側が対立している様子を裁判所側から修習した。配属部の部長判事には結婚式への参加を無理にお願いして困らせた。

弁護修習（二弁）では、公害事件を担当している事務

所への配属を希望して、東京スモン訴訟第1グループ弁護団長の事務所に配属して頂いた。夏の暑い時期に可部判事（後の最高裁判事）の法廷で緊迫するスモン訴訟の証人尋問を当事者席で修習させて頂いた。配属事務所では、昼食時に在所している所員（弁護士、事務員）が事務所で昼食を共にする習慣があり、和気あいあいな忙中閑を楽しませて頂いた。この習慣は独立後の私の事務所もまねさせて頂いている。配属1週間後に新婚旅行で休暇を申し出て指導弁護士を困惑させてしまった。

最後の民裁修習では、常に「要件事実」を気にしていた記憶しかない。民裁が最後の修習は当時「優等生コース」といわれ、落第しないという伝説があったが、刑訴選択で民訴の教科書を一度も通読したことのない私には不安も大きかった。

実務修習1年4ヶ月の間も、公害事件への関心は強く、川崎公害の現地調査と研究集会にも参加し、ことあるごとに公害弁護士のお話を聞く機会に恵まれた。「被害に始まり、被害に終わる」「被害と被害者が弁護士を育てる」等々、公害から学ばせて頂いた教訓が、その後の私の弁護士活動に大きな影響を与えた。

後期

ノンポリ学生で法律家に具体的イメージもなかった私
が、後期には、法律家像を描いて研修所に帰ってきたように思う。当時は実家近くのアパートに居住していたが、度々松戸寮に入り込み、人権活動や司法問題（任官拒否、落第問題）等を同期と語り合っていた。

自分の問題関心を優先し、周りに迷惑をかけながらも、旺盛に動きまわった2年間だったように思う。